



福岡医発第 1084 号 (地)
令和 5 年 7 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び
介護職員等ベースアップ等支援加算に関する Q & A の送付について

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）につきましては、令和 5 年 3 月 29 日付福岡医発第 3498 号（地）文書においてご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省において、処遇改善加算等に関する Q & A が発出された旨、日本医師会より連絡がありました。

本事務連絡では、介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A（vol. 1～4）を参照すること、また令和 4 年度実績報告書別紙様式 3-2 の「グループ別内訳」には、グループ別の実際の賃金改善額ではなく、グループ別に加算を配分した額（「本年度の加算の総額」をグループ毎に賃金改善額の割合に応じて按分する等して算出した額）を記入する旨が示されております。

なお、介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A（vol. 1～4）につきましては、日本医師会ホームページメンバーズルーム内にも掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくようお願い申し上げます。

記

掲載先：日本医師会ホームページメンバーズルーム

「介護報酬改定に関する情報＜令和 4 年度＞（介護職員処遇改善支援補助金含む）－処遇改善支援補助金」

<https://med.or.jp/japanese/members/kaigo/r04kaitei/index.html>

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第 707 号（介護）
令和 5 年 7 月 11 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
（公印省略）

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に
関するQ&Aの送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）に関しましては、令和5年3月24日付日医発第2392号（介護）文書等にてご連絡申し上げたところです。今般、厚生労働省より、処遇改善加算等に関するQ&Aが発出されましたので、情報提供申し上げます。

本事務連絡では、介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（vol. 1～4）を参照すること、また令和4年度実績報告書別紙様式3－2の「グループ別内訳」には、グループ別の実際の賃金改善額ではなく、グループ別に加算を配分した額（「本年度の加算の総額」をグループ毎に賃金改善額の割合に応じて按分する等して算出した額）を記入する旨が示されております。

なお、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（vol. 1～4）につきましては、日本医師会ホームページメンバーズルーム- 介護保険 - 介護報酬改定に関する情報 <令和4年度>（介護職員処遇改善支援補助金含む）- 処遇改善支援補助金

<https://med.or.jp/japanese/members/kaigo/r04kaitei/index.html>

に掲載しておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報Vol. 1159

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&Aの送付について（令5.7.7 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定
処遇改善加算及び介護職員等ベースアッ
プ等支援加算に関するQ & Aの送付につ
いて」の送付について

Vol.1159

令和5年7月7日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3948、3949)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和5年7月7日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び
介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&Aの送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&A」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

【介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算】

問１ 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いとは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えばよいのか。

（答）

貴見のとおり。

介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するＱ＆Ａ（vol. １～４）を参照すること。

問２ 令和４年度実績報告書別紙様式３－２で、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の各加算の「グループ別内訳」には、グループ別の賃金改善額を記入するのか、グループ別の加算額を記入するのか。

（答）

令和４年度実績報告書別紙様式３－２の「グループ別内訳」には、グループ別の実際の賃金改善額ではなく、グループ別に加算を配分した額（「本年度の加算の総額」をグループ毎に賃金改善額の割合に応じて按分する等して算出した額）を記入すること。

なお、令和４年度実績報告書別紙様式３－２における各用語の意味は下記のとおり。

- ・ 「本年度の加算の総額」…都道府県国民健康保険団体連合会から介護職員処遇改善加算等として事業所に支払われた額。
- ・ 「グループ別内訳」…「本年度の加算の総額」の内訳。このため、各加算の「グループ別内訳」の合計は各加算の「本年度の加算の総額」と一致する。